

施設の利用について

- 申請は使用期日の属する3ヶ月前からできます
- 申請後、教育委員会が許可したときは、占用者が使用料を納付した後、使用許可書を交付します
- 使用料の減免基準により減免を受けようとする団体は手続が必要となります。詳しくはお問い合わせください
- 申請時には、準備・後片付けに時間を含みます
- 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成される団体となります
- 市内在住者には、上記に掲げるもののほか、市内に勤務し、又は通学する者を含みます
- 入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあっては、その最高額)が1,000円を超えるものを徴収する場合は、営利目的の使用料の額となります(入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定します)
- 11月から4月までは暖房料として市内在住者の使用料の5割を加算します
- 使用者が申請書と異なる使用を行なおうとした場合は、使用の許可を取り消す場合があります
- 施設の駐車場以外の駐車はできません
- 利用マナーを守って使用してください

位置図



周辺地図



諸室面積

室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
スポーツ練習場	222	事務室	36
クラークルーム	110	エントランスホール・風除室	39
プレイスペース1	67	授乳室	5
プレイスペース2	25	男子更衣室	15
プレイスペースエントランス	37	女子更衣室	19
緑のカフェ	52	土間(屋外)	20
会議室・ミニキッチン	73	倉庫	35
談話室	17	機械室	19

使用料 (諸室を占有する場合)

使用区分		1時間当たりの使用料			使用の目安
		市内在住者	市内在住者以外の者	営利目的	
スポーツ練習場	全面	550円	1,100円	2,200円	120名
	半面	270円	550円	1,100円	
クラークルーム		220円	440円	880円	40名
プレイスペース1・2		110円	220円	440円	20名
プレイスペースエントランス		110円	220円	440円	10名
緑のカフェ		220円	440円	880円	-
会議室・談話室		330円	660円	1,320円	30名
会議室(ミニキッチン使用)・談話室		440円	880円	1,760円	

種別	品名	単位	使用料
音響関係	音響ワゴン	1台	100円
	アンブスピーカーセット	1台	100円
	マイク	1本	100円
映像・展示関係	ビデオプロジェクター	1台	100円
	移動用スクリーン	1台	100円
その他	展示パネル	1枚	100円



恵庭市生涯学習施設 かしわのもり



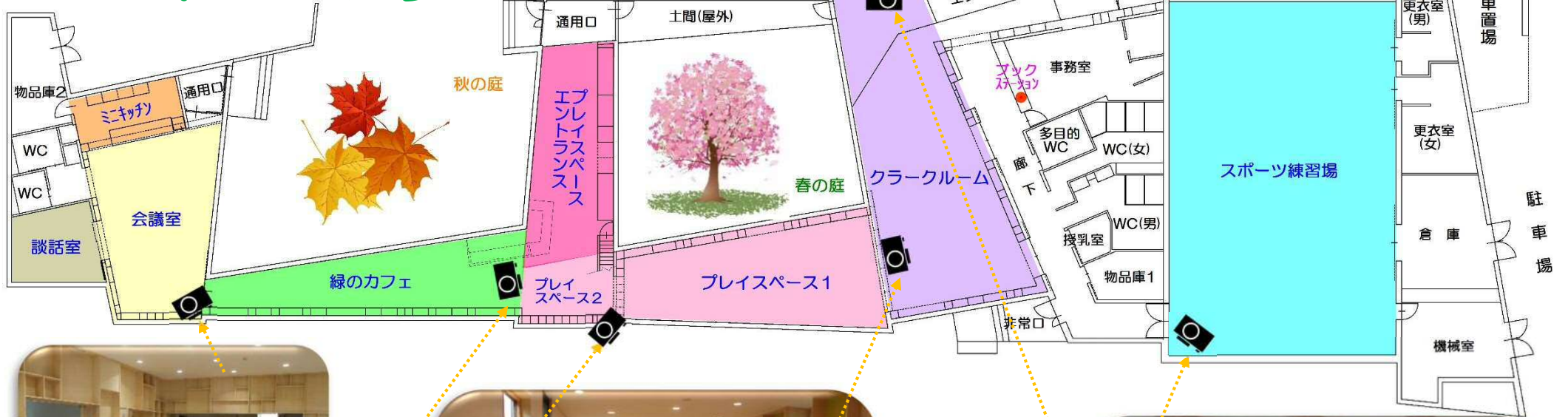
恵庭市生涯学習施設 かしわのもりは、基本理念に「次世代を担う子どもたちを地域が育む」「地育」を掲げ、地域住民や市民の居場所としての「交流機能」、子育て支援センター、児童館のように子ども達が自由に過ごす場、放課後子ども教室のような学びや体験ができる場などの「子どもの居場所機能」のほか、「学習機能」、「運動機能」を有する施設です。

また、地域に残された貴重な樹木や自然を継承し、地域住民や市民から親しまれる施設運営を目指します。

- 開館時間 午前9時～午後10時
- 休館日 毎月第1・第3月曜日、年末年始
- 住所 恵庭市大町1丁目5番7号
- 電話番号 0123-33-7171
- F A X 0123-33-7172

恵庭市生涯学習施設 かしわのもり

次世代を担う子どもたちを地域が育む



施設の主な機能

- (1) 学習機能
- (2) 運動機能
- (3) 子どもの居場所機能
- (4) 交流機能
- (5) その他多目的機能